

信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧					
別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表					
1 (略) 2 前項の有価証券等の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。			1 (略) 2 前項の有価証券等の種類、時価及び本所当社の定める率は以下のとおりとする。					
有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率			
(略)			(略)					
公社債投資信託の受益証券	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85			
(略)			(略)					
投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） 100分の77 0	投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） 100分の77 0			
	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価		一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価			
(注) 1～9 (略) 3～10 (略)			(注) 1～9 (略) 3～10 (略)					
付 則								
この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。								